

令和5年3月2日

社会福祉法人周南市社会福祉事業団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

〔対策〕

- ・令和5年4月～ 男性の育児休業に関連するリーフレットを事業所内に掲示し、周知する。
- ・令和5年4月～ 配偶者の出産に係る特別休暇の取得促進を呼びかける。

目標2：時間外労働の削減及び年次有給休暇等取得の促進に取り組み、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

〔対策〕

- ・令和5年4月～ 時間外労働の削減及び年次有給休暇・リフレッシュ休暇等の取得を促進する為、施設長会議等で取得意識向上・管理職へ啓発を図る。
- ・令和5年4月～ ワーク・ライフ・バランス等に関連するリーフレットを事業所内に掲示し、周知する。